

# 下水道分野のPPP/PFI(官民連携)

国土交通省  
水管理・国土保全局  
上下水道審議官グループ  
令和8年2月

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる**包括的民間委託は処理施設で633施設、管路で76契約導入されており、近年増加中。**
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に**PFI（従来型）・DBO方式は52施設で実施中。**
- **下水道分野の「水の官民連携」（ウォーターPPP）のうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、宮城県利府町【R7.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。 ※【 】は事業開始**

(R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(\* R5 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R6.3.31時点)

\*\* 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む

※1 団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

## 下水道施設

		下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km*)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託		633箇所 (305団体)	1242箇所(209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度		60箇所 (20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	(20団体)
DBO方式		42箇所 (31団体)	3箇所 (3団体)	1契約 (1団体)	(34団体)
PFI(従来型)		10箇所 (7団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(7団体)
水の官民連携	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	1箇所 (1団体)	2箇所 (2団体)	1契約 (1団体)	(2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	0箇所 (0団体)	0箇所 (0団体)	0契約 (0団体)	(0団体)
	PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	11箇所 (3団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

- 上下水道分野の「水の官民連携」は10件が実施中。令和7年度においては、新たに宮城県利府町、大阪府大阪市、愛知県及び静岡県富士市で事業が開始された。
- また、現在、上下水道分野で11件が入札公募等を行っている。

※入札・公募資料が公表されているホームページ一覧(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)

## 事業実施中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	事業開始
① 静岡県浜松市	レベル4	下水道	H30.4
② 高知県須崎市	レベル4	下水道	R2.4
③ 宮城県	レベル4	上工下水道	R4.4
④ 神奈川県三浦市	レベル4	下水道	R5.4
⑤ 茨城県守谷市	レベル3.5	上下水道	R5.4
⑥ 神奈川県(箱根地区)	レベル3.5	水道	R6.4
⑦ 宮城県利府町	レベル3.5	上下水道	R7.4
⑧ 大阪府大阪市	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 愛知県	レベル4	上工水道	R7.12
⑩ 静岡県富士市	レベル3.5	下水道	R8.1

## 入札公募中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	入札公募※1
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上下水道	R6.11
③ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道(管路)	R7.4
④ 沖縄県宜野湾市	レベル3.5	下水道	R7.6
⑤ 熊本県荒尾市	レベル3.5	上水道	R7.7
⑥ 愛媛県新居浜市	レベル3.5	上工下水道	R7.9
⑦ 大阪府河内長野市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑧ 大阪府大阪狭山市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 神奈川県葉山町	レベル4	下水道(施設等)	R7.10
⑩ 長野県飯田市	レベル3.5	下水道	R7.11
⑪ 石川県宝達志水町	レベル3.5	下水道	R7.12

※1 コンセッション方式（レベル4）は実施方針の公表

※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注



# 上下水道分野の「水の官民連携」(ウォーターPPP) 推進

- 「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称であり、令和13年度までに、上下水道分野で200件(水道100件、下水道100件)の具体化を狙う。
- ガイドラインや上下水道一体の契約書例等の整備、有識者の助言等を受けて意見交換するウォーターPPP分科会の開催、ウォーターPPP導入検討費補助等により、地方公共団体の導入の検討を支援。
- 国土強靱化や広域連携の取組と整合性を取りつつ質の高い「水の官民連携」を推進できるよう制度的な検討を進める。

## ■ 「水の官民連携」の概要

「水の官民連携」(ウォーターPPP)		複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]
公共施設等運営事業(コンセッション方式) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]	
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)	短期契約(3~5年程度)
性能発注	性能発注	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事	
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコストパフォーマンスマネジメント(CM)	
運営権(抵当権設定)		
利用料金直接收受		

## ■ 「水の官民連携」の実施/導入検討状況(R8.1時点)

○ 上下水道分野で10件が事業実施中、11件が入札・公募手続き中

地方公共団体	方式	分野	入札公募※1
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上下水道	R6.11
③ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道(管路)	R7.4
④ 沖縄県宜野湾市	レベル3.5	下水道	R7.6
⑤ 熊本県荒尾市	レベル3.5	上水道	R7.7
⑥ 愛媛県新居浜市	レベル3.5	上工下水道	R7.9
⑦ 大阪府河内長野市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑧ 大阪府大阪狭山市※2	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 神奈川県葉山町	レベル4	下水道(施設等)	R7.10
⑩ 長野県飯田市	レベル3.5	下水道	R7.11
⑪ 石川県宝達志水町	レベル3.5	下水道	R7.12

※1 コンセッション方式(レベル4)は実施方針の公表  
※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

## ■ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)における「水の官民連携」(ウォーターPPP)の目標件数

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度 具体化件数 (累積)	早期に具体化が見込まれる件数 (累積)※2
水道	100件	5件	8件	約25件
下水道	100件	3件	12件	約40件
工業用水道	25件	5件	10件	約15件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がありうる

### 【令和8年度予算の編成等に関する建議(R7.12.2)抜粋】

…単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。…



(出典)国土交通省調査に基づき作成

## ① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議(官民連携推進会議)」(H27設置、R7改称)
  - 多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウの共有・意見交換等
  - 官民連携推進会議 <数か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体等が参加(R2- オンライン併用)
  - ウォーターPPP分科会 <年2-3回程度開催> R5設置
- 下水道分野のウォーターPPP相談窓口(R5設置)
- 首長等へのPPP/PFI導入の働きかけ
- ウォーターPPP理解促進パンフレット(首長・議会・庁内/住民等向け)(R6-)
- 国土交通省(上下水道審議官グループ)ホームページでの情報等の共有等

上下水道ウォーター  
PPPマイスター創設



第1回ウォーターPPP分科会

## ② ガイドライン等の整備

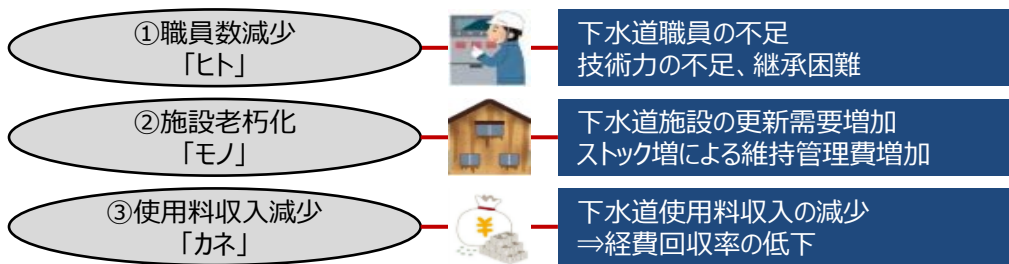
- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン  
※第2.0版を公表(R7.4) 【随時更新】
- 下水道分野におけるウォーターPPPに関するQ&A  
※主に管理・更新一体マネジメント方式に関するもの 【随時更新】
- PPP/PFI手法選択ガイドライン(R5.3)  
※説明資料にウォーターPPPの要素を追加(R5.6)
- 上下水道分野における民間提案の手引き(R6.4)
- その他
  - 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン(R4.3)
  - 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)  
※(公社)日本下水道協会
  - 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
  - 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)  
※(公社)日本下水道協会
  - 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)

## ③ 財政的支援

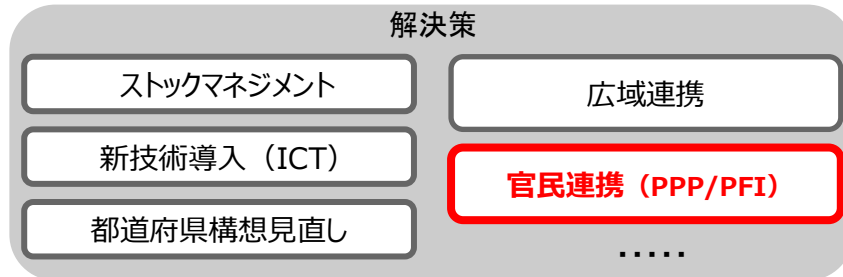
- モデル都市支援(H28-)
  - ウォーターPPP等の導入検討の進め方支援を実施
  - R7実績(7件)  
秋田県湯沢市、栃木県小山市、埼玉県本庄市、富山県射水市、長野県軽井沢町、大阪府池田市、島根県松江市
- ウォーターPPP導入検討費補助(R5補正-)
  - R5補正で国費定額支援制度を創設、R7当初でも同様に措置
- 社会資本整備総合交付金等
  - PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化(R5-)
  - コンセッション方式内の改築等整備費用に対し、重点配分(R5-)
  - 上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、重点配分(R6-)
  - 汚水管の改築に係る国費支援に関し、一部の例外を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを要件化(R9-)

## 概要とポイント・留意点

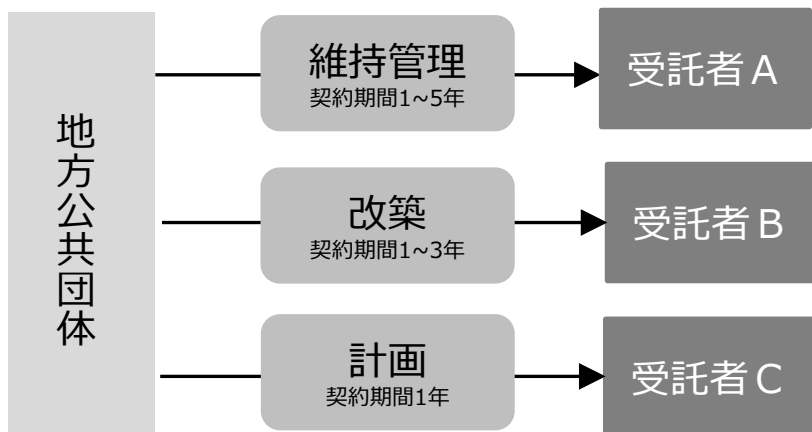
(参考)「水の官民連携」レベル3.5の必要性とイメージ



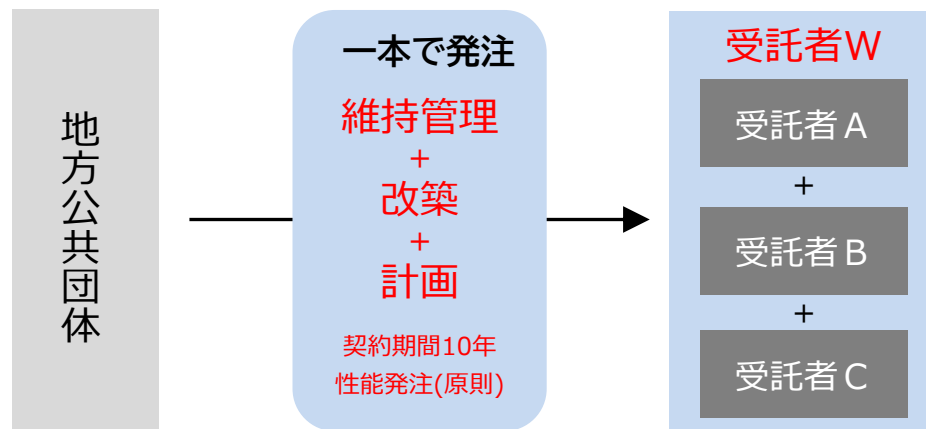
今後更なる加速



従来の業務形態  
~個別発注~



これからの業務形態  
~「水の官民連携」~



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。  
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
  - ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
  - ▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則 ▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

- 「水道分野における官民連携推進協議会」※、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等を実施  
※経済産業省と共催のため、工業用水道を含む。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性をさらに向上させるため、それぞれの会の構成を見直し、新たに「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- これまで別個に実施していた会の取扱分野等を見直すことにより、柔軟な運営が可能に

(従来)令和6年度まで  
**【水道分野】**

**官民連携推進協議会**

- 地方公共団体及び民間事業者等を対象に官民の連携の促進

**【下水道分野】**

**PPP/PFI検討会**

- 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)

**ウォーターPPP分科会**

- 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)

**民間セクター分科会**

- 民間事業者等を対象に課題や解決策に対して具体的な検討

(新)令和7年度から

**官民連携推進会議(本会議)**

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- 官民の連携の促進(マッチング)  
※地方公共団体及び民間事業者等を対象

**ウォーターPPP分科会**

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)  
※地方公共団体を対象

**モニタリング小分科会(試行)**

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPPのモニタリング)  
※地方公共団体を対象

**【分野】**水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)  
**▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進**  
**【対象】**本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能  
**▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有**

- 地方やオンラインでの開催により、上下水道に携わる多くの地方公共団体、民間事業者等が参加可能に。

時期	会議	場所	内容	対象
6月27日	第1回 官民連携推進会議 (旧 PPP/PFI検討会)	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月22日	第2回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	仙台市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月28日	第1回 ウォーターPPP分科会	大阪市内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
9月4日	第2回 ウォーターPPP分科会	東京都内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
9月26日	第3回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	福岡市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
10月10日	第3回 ウォーターPPP分科会	名古屋市内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
11月20日	第4回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会) (旧 PPP/PFI検討会) (旧 民間セクター分科会)	東京都内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
1月29日	第5回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	京都市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
2月20日	第6回 官民連携推進会議 (旧 PPP/PFI検討会)	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等

※1 現時点での予定を含むため、変更となる可能性がある。※2 会議欄のかっこ内は、令和6年度までの旧称

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性を向上させるため、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- 多様なPPP/PFI導入に向けて、先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換、官民連携フリーマッチング等を実施。

### ①開催実績

平成22年から100回開催(令和7年11月時点)

※前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)の開催実績を含むのべ開催回数。

### ②参加実績

47都道府県、615市、290町村、42組合 合計994団体(令和7年6月時点)

※地方公共団体のみ計上。

※上下水道の分野を横断した会の開催については、前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)において令和6年度に初開催し、令和7年度以降も引き続き実施。

### ③取組内容(一例)

官民連携フリーマッチング



先進事例の紹介



### 【官民連携推進会議の概要】

#### 官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- ・ 官民の連携の促進(マッチング)  
 ※地方公共団体及び民間事業者等を対象

#### ウォーターPPP分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)  
 ※地方公共団体を対象

#### モニタリング小分科会(試行)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPPのモニタリング)  
 ※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)  
 ▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進  
 【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能  
 ▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※令和6年度まで実施していた「水道分野における官民連携推進協議会」(官民連携推進協議会)、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等の建付等を見直し、今年度より「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を設置。

## 官民連携推進会議 ウォーターPPP分科会

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めた「ウォーターPPP」の活用が位置づけられた。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、上下水道の持続性確保のためにウォーターPPPを導入する際に課題となる事項や解決方策に対し具体的な検討を行うウォーターPPP分科会を設置。
- 先進地方公共団体や有識者等の助言を得ながら、導入検討上の課題等に関する意見交換等を実施。

## 大阪会場



## 東京会場



## 名古屋会場



## 令和7年度開催実績

年月日	開催地	内容	地方公共団体数	参加者数	有識者	先進地方公共団体
R7.7.28	大阪	・情報提供 ・班別討議	60団体	123名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／福山市立大学 清水先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.9.4	東京	・情報提供 ・班別討議	62団体	110名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／東洋大学 難波先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.10.10	名古屋	・情報提供 ・班別討議	48団体	98名	近畿大学 浦上先生／名古屋大学 平山先生／PFI推進機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 三浦市／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市

# ウォーターPPP理解促進パンフレット(首長・議会・庁内/住民等向け)

- ウォーターPPP(特にレベル3.5)理解促進に役立てていただくためパンフレットを公表。 ※国土交通省ホームページ参照
- 首長・議会・庁内向け説明資料を想定したものと、住民向け広報資料を想定したものの2つ。

※国土交通省ホームページに掲載([https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000991.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000991.html))

【首長・議会等】向けパンフレット

## ウォーターPPPの仕組みと効果

### 1 上下水道の役割

水道事業は、水を人の飲用に適する水として供給する事業であり、下水道事業は、家庭や工場で発生した汚水や雨水を排除する事業である。上下水道事業は、生活環境の改善、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全の重要な役割を担っている。

**水の浄化**  
川や地下などから水を取り入れろし、生活に必要な浄水を供給する。

**公衆衛生の向上**  
家庭や工場から排出された汚水を速やかに排除することで、街を清潔に保つ。

**エネルギー・資源としての活用**  
汚水を処理する過程で発生するガスや汚泥をエネルギーや資源として有効利用する。

**豊富な低廉な水の供給**  
必要な量の水を適正な価格で供給する。

**水質保全**  
汚水を終末処理場で処理したうえで放流し、河川や海域の水質を保全する。

### 2 上下水道事業が抱える課題

上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。一方で、執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大、人口減少等に伴う厳しい経営環境など、上下水道が抱える課題は深刻さを増している。上下水道事業を持続可能なものとし、今後も住民に対して安定したサービスを提供するためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。

**ヒト**  
職員数の減少  
ピーク時と比較して、水道事業の職員数は約3割減少、下水道事業の職員数は約4割減少

**モノ**  
施設の老朽化  
高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、管路の経年劣化(老朽化)が年々上料

**カネ**  
料金・使用料収入の減少  
人口減少や節水意識の高まりを受け、水道料金・下水道使用料収入は減少していく見込み

1/6

【住民】向けパンフレット

## ウォーターPPPって何だろう?

私たちが生活の中で使う水は、川や地下から取り入れられ浄水場できれいにし家庭に届けられます。使用された水は、処理場できれいにしてうえて、川や海に流します。地方公共団体は、この水の一連の流れを守って守っています。飲み水としてだけでなく、公衆衛生や浸水対策等の観点から、上下水道は日常生活に欠かせない役割を担っています。

**きれいな水を作る**  
川や地下などから取った水をきれいにします。

**まちを清潔に保つ**  
家庭や工場から出る汚れた水をすみやかに排除します。

**エネルギー・資源を作る**  
汚水をきれいにする過程で発生するガスや汚泥からエネルギーや資源を作ります。

**適正な料金で水を届ける**  
生活に必要な水を適正な料金で届けます。

**環境を守る**  
家庭や工場から出る汚れた水をきれいにしうえて、川や海に流します。

### 上下水道が抱える課題

このように私たちの生活になくてはならない上下水道ですが、その多くが現在、担い手の不足や施設の老朽化、人口減少による水道料金・下水道使用料の収入の減少といった課題を抱えています。

**ヒト**  
担い手の減少  
・管理運営に必要な人手の不足  
・技術力の不足  
・技術継承が困難

**モノ**  
施設の老朽化  
・維持管理や更新に費用や労力がかかる施設の増加  
・道路陥没などのおそれ

**カネ**  
収入の減少  
・人口減少に伴う料金収入減少  
・大幅な水道料金・下水道使用料の上昇

**必要な取組**  
■ 職員不足の補充  
■ 民間のノウハウ・創意工夫による事業の効率化  
■ 経営の改善

**今後さらに加速**

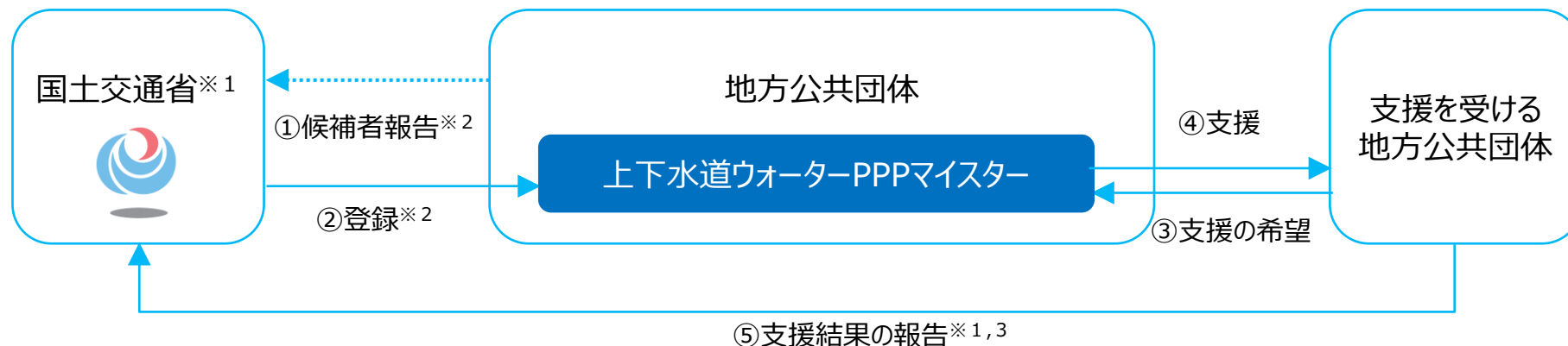
持続的な上下水道の管理運営のためには、これらの課題への対応が必要です。その課題を解決する取組の一つとして民間のノウハウ・創意工夫を活用するウォーターPPPが位置付けられ、地方公共団体が導入検討が進められています。

1/4

## 上下水道ウォーターPPPマイスターによる地方公共団体の支援について

- 上下水道分野のウォーターPPP導入検討等について知識・経験・熱意のある地方公共団体※職員を、「上下水道ウォーターPPPマイスター」として登録。 ※ウォーターPPP導入検討費補助を活用した地方公共団体
- 支援を受けたい地方公共団体は、名簿を確認の上、連絡を取り、支援の内容・方法、旅費等の費用負担その他必要な事項について、自ら個別に協議。

## 【支援イメージ】



※1 候補者報告及び登録の窓口並びに支援結果の報告は、最寄りの地方支分部局を窓口とする。

※2 上下水道ウォーターPPPマイスターには、ウォーターPPPの導入検討費用補助を活用した地方公共団体の職員を登録する。

※3 国土交通省から上下水道ウォーターPPPマイスター又は支援を受ける地方公共団体に支援結果の報告を求めることがある。

## ○支援内容の具体例

導入可能性調査の実施方法に関する助言／事業者を選定するための委員会の外部委員／庁内勉強会の講師  
**導入検討等を実施する上での知見やノウハウ等を補完する役割を担う。** ※4

※4 その他効果・メリット等の対外的な発信、理解促進のための広報活動も想定

例) ウォーターPPP分科会等での助言／国の地方公共団体等に向けたメールリストでの記事の提供

● 「水の官民連携」の入札・公募資料が掲載されているホームページのURLを一覧表に取りまとめ。

※国土交通省ホームページに掲載(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)

(例) 【コンセッション方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	契約書
1	コンセッション方式	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業		○		静岡県	浜松市	2018年4月	2038年3月	20年間	浜松ウォーターシンフォニー株式会社 出資企業:ヴェオリア・ジャパン合同会社、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、月島JFEアクアソリューション株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社	募集要項	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf</a>
												契約書	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/jisshikeiyakushoteiketsuban.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/jisshikeiyakushoteiketsuban.pdf</a>
												要求水準書	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/youkyuusuijunnso.an20160805.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/72205/youkyuusuijunnso.an20160805.pdf</a>
												その他	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html</a>
2	コンセッション方式	須崎市公共下水道等運営事業		○		高知県	須崎市	2020年4月	2039年9月	19.5年間	株式会社クリンパートナーズ須崎 出資企業:株式会社NJS、株式会社四国ポンプセンター、カナデピア中四国サービス株式会社、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社四国銀行	募集要項	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15536">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15536</a>
												契約書	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15549">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15549</a>
												要求水準書	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15539">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15539</a>
												その他	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767">https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767</a>

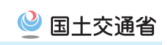
(例) 【管理・更新一体マネジメント方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
												募集要項	契約書
1	管理・更新一体マネジメント方式	利府町上下水道事業包括的民間委託	○	○		宮城県	利府町	2025年4月	2036年3月	10年間	株式会社Rifレックス 出資企業:株式会社日水コン、株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSCテック	募集要項	<a href="https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf">https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf</a>
												契約書	<a href="https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/kihonkeiyakusyo.pdf">https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/kihonkeiyakusyo.pdf</a>
												要求水準書	<a href="https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/3_youkyuusuiszyun.pdf">https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/53/3_youkyuusuiszyun.pdf</a>
												その他	<a href="https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/soshikikar/asagasu/jougesuidou/keiei/6239.html">https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/soshikikar/asagasu/jougesuidou/keiei/6239.html</a>

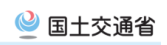
- **性能発注等が原則である「水の官民連携」では、事業開始後に民間事業者が提供するサービス内容や水準について、契約で明確に定め、その実施状況等を確認するモニタリング(履行確認)がより重要。**
  - 「水の官民連携」のモニタリングの目的、実施方法、工夫等について先行事例をもとに事例集として取りまとめ。
  - 先行事例においても、地方公共団体ごとに委託する業務の範囲、対象施設等も異なり、**モニタリングの実施方法等も様々であることに留意が必要。**
- 
- 「水の官民連携」の先行事例(R7.4時点)の①モニタリングの目的②モニタリングの実施体制③モニタリングの実施方法④モニタリング項目⑤要求水準未達時の措置⑥モニタリング結果の公表⑦モニタリングの結果の活用⑧モニタリングにおける課題と解決策⑨モニタリングにおける工夫 についてとりまとめ。
  - 先行事例においても、地方公共団体ごとに委託業務の範囲、対象施設、モニタリングの実施方法等が様々であることを踏まえ、あくまで事例集の内容は参考と位置づけ、最適なモニタリング方法を試行錯誤しながら模索することが望ましい。

【先行事例】(例)

先行事例 (静岡県浜松市)



先行事例 (静岡県浜松市)



浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業 コンセッション方式(レベル4)

### 1. モニタリングの目的

PF1法に基づき制定された運営権者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書に定められた基準を安定的に充足することを確認するため。

### 2. モニタリングの実施体制

① 運営権者によるセルフモニタリング  
 自ら作成したセルフモニタリング計画に基づき、要求水準及び提案書類の履行状況について書類の確認により行う。維持管理及び改築業務については部長以上がセルフモニタリングを行う。また、経営業務については経営管理本部長以上がセルフモニタリングを行う。

② 市によるモニタリング  
 市は、モニタリング事務局を下水道施設課に置く。モニタリング事務局は、市モニタリングの取りまとめや第三者モニタリングの窓口を担う。市モニタリングは、モニタリングの対象業務別に、専門性を活かして各担当課で行う。上下水道総務課は経営業務及び任意事業を、下水道工事課は改築業務を、下水道施設課は維持管理業務を担当する。

③ 第三者機関によるモニタリング  
 管理体制強化のため、市は、第三者モニタリングを行う第三者機関を選定。選定を受けた第三者機関(日本下水道事業団)は、市と協定を締結し、経営業務、改築業務及び維持管理業務のモニタリングを実施する。

※市によるモニタリングの結果について、運営権者と市の間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された「西遠協議会」において、当該紛争の解決方法の調整を行う。学識経験者3名、市の代表者1名、運営権者の代表者1名で構成される。

### 3. モニタリングの実施方法

- 書類による確認**
  - 年次報告書/四半期報告書/月次報告書等の確認
  - 運営権者のセルフモニタリング確認様式は事業年度単位で更新し、当該事業年度開始日の30日までに市による確認を得る。
- 会議体による確認**
  - 年度事業報告会/四半期業務報告会/月例報告会において、市はモニタリング結果を報告するとともに、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。
  - 第三者機関は、会議体出席し、モニタリング確認様式に基づき、モニタリング結果を報告するとともに助言を行う。
- 現地による確認**
  - 放流水の検査・改築工事や保全管理の現地調査・提案事項の履行確認
  - 市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う。

### 4. モニタリング項目

① 運営権者によるセルフモニタリング  
 運営権者は、以下の表に掲げる項目について資料を用いてセルフモニタリングを実施。

項目	使用している資料
経営的モニタリング	事業計画書、財務に関する書類、内部統制に関する書類、情報公開に関する書類、教育訓練に関する書類、事業報告書等
改築のモニタリング	着手届、業務計画書、改築計画書、工事計画書、設計図書、変更実施工程表、変更承認図書、施工計画書、施工体制台帳等
維持管理のモニタリング	システム性能に関する書類、流入基準・放流水質基準に関する書類、廃棄物管理に関する書類、維持管理計画等
任意事業のモニタリング	任意事業実施要領書、月次業務報告書

② ③市・第三者機関によるモニタリング  
 市は、運営権者から提出されるセルフモニタリング確認様式で具体化された内容に対して、市モニタリング及び第三者モニタリングの時期及び内容並びに事業年度単位の予定を定める。第三者モニタリングの対象には、任意事業は含まれない。

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業 コンセッション方式(レベル4)

### 4. モニタリング項目

＜市・第三者モニタリング予定表(オーバーラップ)＞

＜記載事項＞  
 以下のモニタリング項目別に、それぞれの確認する事項について、確認方法や、確認の実施時期を記載している。

- ▶ 定例(月次)業務
- ▶ 経営・改築・維持管理共通
- ▶ 経営関係
- ▶ 改築関係
- ▶ 維持管理関係
- ▶ 任意事業関係

出所: 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業モニタリング計画(抜粋)

R6実績では、全モニタリング細目数199件(経営:48件、改築:31件、維持管理118件、任意事業:2件)延べ1090件の適合判定を実施した。

### 5. 要求水準未達時の措置

モニタリング基本計画では、未達内容の事象に基づき、レベル1～3の是正レベルの認定基準を定めている。

レベル	＜違反レベル＞
レベル1	業務管理の工程における軽微な不備
レベル2	要求水準の未達成がある場合、影響が市運営権者間または処理場内に留まるもの
レベル3	実施契約に反する行為が故意又は過失によるもの(信用失墜行為、不法行為、施設の新設停止、その他影響が第三者又は処理場外に及ぶもの)

出所: 「浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業モニタリング基本計画書」に基づき作成

- 市は、契約内容未達が発生した場合に、認定したレベルに基づき、運営権者に対して、それぞれ「注意」「是正指導」「是正勧告」「警告」・「命令」を行う。
- 「命令」に対し、是正が行われていないと認められない場合は、市は運営権者に対して要求水準違反违约金を請求する。违约金は、モニタリング基本計画に基づく「違約金ポイント」により算定される。また、市は期限を設けて運営権者に対して是正を行うことを命ずる。この措置にもかかわらず、是正が行われていない場合や故意による市の信用失墜行為が認められた場合、実施契約に基づき、市は運営権者に催告すことなく、契約を解除することができる。

### 6. モニタリング結果の公表

① 運営権者によるセルフモニタリング  
 ・運営権者は、セルフモニタリング結果報告書を年1回公開するほか、維持管理情報、改築工事情報及び経営情報、ニュースレター等を、定期的にHPで公開している。

② ③市・第三者機関によるモニタリング  
 ・維持管理業務に係る市モニタリング結果のうち、市が必要と認めた事項を、月次で市HPにおいて公表する。  
 ・市及び第三者機関が作成したモニタリング結果年次報告書を市HPにおいて公表する。

### 7. モニタリングの結果の活用

- 運営事業のモニタリング手法を市が実施する他の包括的民間委託に横展開している。
- モニタリング結果や財務三表を含んだ年次報告書をHPで公表することで、事業の効果を議会や市民に提供する手段として活用し、下水道の利用者である市民に対して業務の履行状況をしっかり説明することができる。

### 8. モニタリングにおける課題と解決策

**課題 【モニタリングが「履行監視」に留まっている】**  
 現状のモニタリングでは、業務の履行監視に留まっている。定量的な性能規定の評価は基準が分かりやすい一方で、定性的な性能規定については、評価が主観的になる懸念等あり、評価方法の検討が求められる。

**解決策 【中間評価の実施検討】**  
 適切な「履行評価」を行うため、中間評価を実施し、モニタリングの年次報告に留まらず、コンセッション事業の効果の周知を図るとともに、運営権者の努力を適切に評価する。(提案段階から具体的な評価方法も併せて提案させる仕組みが必要。)

**課題 【モニタリング技術の継承】**  
 契約期間が長期に渡るため、担当者が変わっても同レベルのモニタリングを継続できる技術力の確保や継承が求められる。

**解決策 【勉強会開催に係るKPIを設定】**  
 浜松市上下水道部の経営戦略(2025-2034)で勉強会実施のKPIを設定した。

### 9. モニタリングにおける工夫

- 机上での書類確認だけでなく出来るだけ現場に向き運営権者と対話の機会を持つ。

# ① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有 掲載事例:「水の官民連携」(ウォーターPPP)モニタリング事例集

官民連携方式	地方公共団体	事業	分野	事業期間	モニタリング方法	対象施設	委託業務
コンセッション方式 (レベル4)	静岡県 浜松市	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区) 運営事業	・下水道	2018年4月～ 2038年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関・体制補完)	西遠浄化センター/浜名中継ポンプ場/阿蔵中継ポンプ場	義務事業(経営に係る業務、改築に係る企画、調整、実施に関する業務/維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務)/附帯事業/任意事業
	高知県 須崎市	須崎市公共下水道等運営事業	・下水道 ・漁業集落排水 ・クリーンセンター	2020年4月～ 2039年9月 (19.5年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	公共下水道、漁業集落排水処理施設/クリーンセンター等	下水道管渠(汚水)の経営、企画、維持管理(巡視・点検、清掃、修繕)/終末処理場(B-DASH施設実証実験施設含む)の経営、企画、維持管理(維持、修繕)/雨水ポンプ上の保守点検/下水道管渠(雨水)の維持管理(維持)/漁業集落排水処理施設(中継ポンプ場含む。)の維持管理(維持、修繕)/クリーンセンター等の雲煙管理、維持管理(維持)
	熊本県	熊本県有明・八代工業用水道運営事業	・工業用水道	2021年4月～ 2041年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	有明工業用水道/八代工業用水道	義務事業(統括マネジメントに係る業務、工業用水等の供給に係る業務、施設の更新に係る業務)/任意事業
	宮城県	宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)	・水道 ・工業用水道 ・下水道	2022年4月～ 2042年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	以下の事業の管路等を除く事業用資産一式 大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業/仙塩工業用水道事業 仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業/仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業 吉田川流域下水道事業	義務事業(経営に関する業務、運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務、運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務、本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務、土地、建築物及び工作物等貸付業務、関連業務)/附帯事業/任意事業
	大阪府 大阪市	大阪市工業用水道特定運営事業等	・工業用水道	2022年4月～ 2032年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関)	事業用資産(水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除く。)(事業期間中に市が更新又は改造した施設を含む。)	特定事業(工業用水の供給及び経営等に関する業務、浄水場、配水場の管理運営に関する業務、管路の管理運営に関する業務、お客さまサービスに関する業務、災害、事故への対応に関する業務)/附帯事業/任意事業
	神奈川県 三浦市	三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業	・下水道	2023年4月～ 2043年3月 (20年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング ・第三者モニタリング (中立機関・体制補完)	処理場(東部浄化センター)/ポンプ場(金田中継センター)/管路施設(幹線管さよ、枝線管さよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む。)、公共汚水ます、取付管)	主たる事業(経営に関する業務、各種計画支援に関する業務、対象施設の改築・維持管理・増築に係る企画、調整、実施に関する業務)/附帯提案事業(デジタル情報基盤の整備、遠隔監視システムの導入、太陽光発電の導入、りん除去のための凝集剤点火装置の設置)/任意事業(下水道資源を活用した高付加価値作物の生産、B-DASHを活用した省エネ水処理技術導入、技術実証フィールドの提供)
管理・更新一体 マネジメント方式 (レベル3.5)	茨城県 守谷市	守谷市上下水道施設管理等包括業務委託	・水道 ・下水道 ・農業集落排水	2023年12月～ 2034年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水道施設(守谷配水場、関連水道施設)/下水道施設(守谷浄化センター、関連ポンプ場)/農集施設西板戸井地区農業集落排水処理施設、関連ポンプ場)	運転管理業務/保守管理業務/修繕業務/廃棄物管理業務/コンサルタント業務(計画業務、設計業務、施工監理業務)
	神奈川県 (箱根地区)	箱根地区水道事業包括委託事業(第3期)	・水道	2023年12月～ 2034年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水源3カ所(20,000m <sup>3</sup> /日)、浄水施設 膜ろ過設備×2カ所、紫外線設備×1カ所、配水池15カ所、ポンプ所7カ所	管理業務(庁舎管理、関係機関との連絡調整、営業時間外業務等)/運営業務(窓口、料金等徴収、量水器点検、未納整理業務、検漏・故障量水器取替等)/施設関連業務(運転監視制御、水質管理、維持管理)/施設更新計画等原案作成提案業務(令和11年度～令和15年度以降の施設更新工事計画案作成業務)/危機管理業務(災害時対応、災害対策訓練等)/その他業務(立入検査対応、箱根温泉原水供給、箱根地区水道事業標準業務フローの修正等)
	宮城県 利府町	利府町上下水道事業包括的民間委託	・水道 ・下水道	2025年4月～ 2036年3月 (10年間)	・セルフモニタリング ・管理者モニタリング	水道施設(取水施設(深井戸)、浄水場、管路、ポンプ場、配水池など、全ての施設)/下水道施設(ポンプ場、汚水管路、マンホールポンプ場、雨水調整池、雨水函渠など、全ての施設)	水道施設維持管理業務(運転管理業務、保全管理業務、その他業務)/公共下水道施設維持管理業務(運転管理業務、保全管理業務、その他業務)料金徴収・窓口関係業務/コンサルタント業務(各種計画の策定及び更新基本計画業務、更新工事実施支援業務)

\* 国土交通省調査をもとに作成  
\* 「水の官民連携」と一体的に委託している業務がある場合、当該業務の分野、対象施設、対象業務も含まれる。

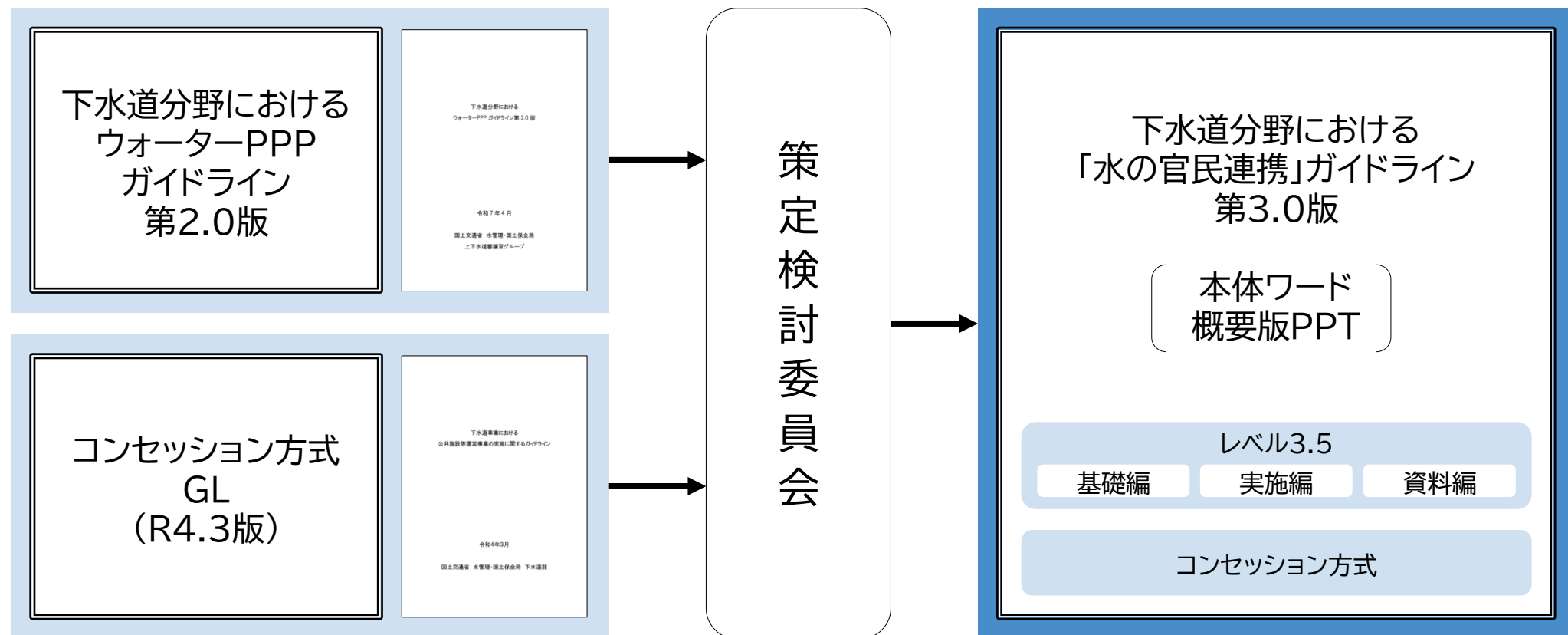
## 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン(策定検討委員会設置)

- 第1回は7月16日、第2回は10月17日、第3回は12月22日に開催
- 3月頃に、パブリックコメントの結果等について報告後、改訂版の公表を予定

令和7年度		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定検討委員会				● 第1回(7月16日)			● 第2回(10月17日)		● 第3回(12月22日)		○ (パブコメ)	○ 報告
第3.0版 「水の官民連携」ガイドライン 下水道分野における	レベル3.5			構成・目次 改訂概要等			実施編		全体			
	レベル4			構成・目次 改訂概要等					全体			
下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会		● 第2次提言(5月28日)							● 第3次提言(12月1日)			
上下水道政策の基本的なあり方検討会			● 第1次とりまとめ(6月25日)							● 第2次とりまとめ(1月20日)		

## 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版(案)改訂概要

- ▶ 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、昨今の最新情勢を踏まえて改訂。
- ▶ これにあわせ、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(R4.3版、コンセッション方式GL)も、必要に応じた改訂を実施。
- ▶ これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版(案)」として策定・公表(予定)。



# 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の改訂概要

本ガイドライン  
策定(改訂)の  
コンセプト

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂。
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(R4.3版、コンセッション方式GL)も、必要に応じた改訂を実施。
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」として策定

## 構成・目次

### 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

#### 1. レベル3.5

##### ■【基礎編】

##### ■【実施編】(改訂の詳細は次頁)

##### 第1章 レベル3.5の4要件

##### 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会のとりまとめ、先行事例を基に広域・他分野連携の記載を追加

##### 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

##### 第4章 入札・公募等

##### 第5章 事業実施中

##### 第6章 事業終了時

##### 第7章 導入検討上の留意点・ポイント

✓ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言等を基にリスク分担の記載を追加

##### 第8章 都道府県に期待する役割

✓ その他、先行事例を踏まえたアップデートを実施

#### 2. コンセッション方式

■ 本文: ウォーターPPP及びレベル3.5との関係性等を追加

#### 3. 資料編

※活用際に、地域の実情等をふまえた最適化が必要

■ 先行事例 ■ パンフレット ■ 上下水道一体のウォーターPPP(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例)

■ 先行事例における入札・公募書類(例): レベル3.5の先行事例における入札公募・書類例を追加

別添資料

下水道分野における  
ウォーター  
PPP  
ガイドライン  
第2.0版

基礎編 実施編 資料編

コンセッション  
方式GL  
(R4.3版)

本文 別添資料

# 第3.0版(実施編)の構成及び目次(案)

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版主な改訂内容は下記の通り

## 目次

青字:改訂箇所

## 主な改訂内容

実施編

### 第1章 レベル3.5の4要件

1.1 要件①長期契約(原則10年)

1.2 要件②性能発注

1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

1.4 要件④プロフィットシェア

### 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や分野等との連携)

2.1 連携の効果・メリット

2.2 連携の留意点・ポイント

2.3 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5の効果・メリット(新規)

2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5の留意点・ポイント(新規)

2.5 導入検討の流れ(新規)

### 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング

3.1 導入可能性調査(FS)

3.2 マーケットサウンディング(MS)

### 第4章 入札・公募等

4.1 留意点・ポイント

4.2 レベル3.5の受託者

4.3 募集要項等の公表

4.4 競争的対話等

4.5 審査・選定

- 管路について仕様発注から開始する場合についての記載の補足
- 先行事例に関連した記載の追加
- その他記載の補足・追加

- 広域型・分野横断型により期待される共同モニタリング・業務標準化等の具体的な効果・メリットについて記載を追加
- 広域型・分野横断型における、入札公募条件の調整やリスク分担等の具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- 段階的な広域型・分野横断型における、連携方法や見通しの公表等に関する具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- 随意契約を想定する場合に関する記載を補足
- 先行事例も踏まえた、事業の発案から導入に至る検討の流れについて記載を追加
- 先行事例に関連した記載を追加
- その他記載の補足・追加

- JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足
- FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載を補足
- 先行事例に関連した記載を追加
- その他記載の補足・追加

# 第3.0版(実施編)の構成及び目次(案)

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版主な改訂内容は下記の通り

実施編	目次	主な改訂内容
	青字:改訂箇所	
	第5章 事業実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 記載の補足・追加</li> </ul>
	5.1 モニタリング・履行確認	
	5.2 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>• レベル3.5を実施することによるレベル4への円滑な移行等の効果やレベル4に移行する場合の検討フロー例等の記載を追加</li> </ul>
	5.3 契約解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先行事例に関連した記載を追加</li> </ul>
	5.4 次期入札・公募等の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• その他記載の補足・追加</li> </ul>
	第6章 事業終了時	
	6.1 事業終了時における検証	
	6.2 事業終了時における引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地元企業参画の重要性について、記述を拡充</li> </ul>
	6.3 レベル3.5からレベル4への移行(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• レベル3.5で管理者が果たす役割や技術継承の方法における留意点・ポイント等の記載を追加</li> </ul>
	第7章 導入検討上の留意点・ポイント	
	7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参考の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外部から可視化されていないという管路の特殊性及び、それを踏まえた大規模な管路を含む場合のリスク分担の考え方の例等の記載を追加</li> </ul>
	7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• その他記載の補足・追加</li> </ul>
	7.3 リスク分担	
	7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり	
	第8章 都道府県に期待する役割	
	8.1 都道府県に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先行事例に関連した記載を追加</li> <li>• その他記載の補足・追加</li> </ul>

本ガイドライン  
 策定(改訂)に  
 あたって

- これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定
- 実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載
- 地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待
- 今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し

ウォーター  
 PPPの  
 コンセプト

- ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段
- 社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託するウォーターPPPにより、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す
- 担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要

構成・目次

I 基礎編

ウォーターPPP(特にレベル3.5)の概要、導入検討から事業終了までの流れ等、これから進めていく上で必要不可欠な情報等

第1章 ウォーターPPPの概要

- ✓ コンセッション方式(レベル4)と管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

第2章 レベル3.5の4要件

- ✓ ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

第3章 導入検討の進め方

- ✓ 対象施設・業務範囲設定の考え方
- ✓ 広域型・分野横断型ウォーターPPP
- ✓ 交付金等要件化の概要・対象

第4章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

- ✓ 「管理者の任意」部分の情報収集
- ✓ 「客観的な情報」の収集

第5章 入札・公募等

第6章 事業実施中

第7章 事業終了時

II 実施編

実現の難易度が高くなる一方で期待される効果・メリットもより大きくなる工夫等をする上で参考になる情報等

第1章 レベル3.5の4要件

- ✓ 要件①から要件④までの工夫等の詳細

第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- ✓ 広域型・分野横断型の効果・メリット、留意点・ポイント(段階的な案件形成等)

第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

第4章 入札・公募等

- ✓ 留意点・ポイント(手続上の官民対話等の工夫、統括的な管理者、更新実施型/更新支援型、バンダーロックイン、建設業法等との関係等)
- ✓ レベル3.5の受託者(官民出資会社の活用、下水道公社の活用可能性等)
- ✓ 募集要項等の公表(デジタル・脱炭素等の提案の促進)

第5章 事業実施中

- ✓ モニタリング・履行確認(必要なものを適切に選択して実施、第三者の活用<特に、客観的・中立的な役割・機能>)等

第6章 事業終了時

第7章 導入検討上の留意点・ポイント

- ✓ 地元企業の参画、技術継承、災害対応、民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

第8章 都道府県に期待する役割

- ✓ ①「場」の提供、②共同発注等とりまとめ、③先導的な導入検討+共有

III 資料編

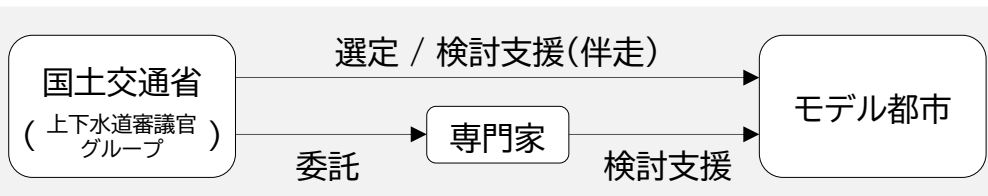
※活用の際に、地域の実情等をふまえた最適化が必要

### ① 趣旨目的

下水道分野のウォーターPPP等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

### ② モデル都市支援の概要

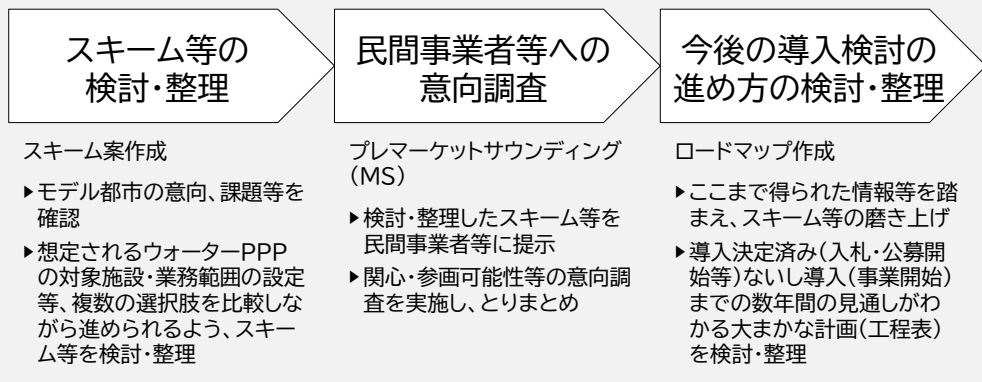
- 国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- 国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



### ③ 支援のイメージ

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に資するモデル性の高い導入検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

#### 【モデル都市支援で想定するウォーターPPP導入検討準備の流れ】



### ④ 支援の実績

年度	モデル都市（地域）
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
H31/R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市
R6	福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、山口県下関市、熊本県宇土市、青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、和歌山県和歌山市、長崎県長崎市、大分県津久見市
R7	秋田県湯沢市、栃木県小山市、埼玉県本庄市、富山県射水市、長野県軽井沢町、大阪府池田市、島根県松江市

#### その他、モデル都市支援での具体的な検討のイメージ(実績)

業務項目

- 企画・業務
- 財政
- 管財・契約
- 排水設備
- 計画
- 工事
- 維持管理

民間委託業務

- 早期(1~2年)
- 短期(5年以内)
- 中長期(5年以上)

PFI事業

- 包括的民間委託
- モニタリング
- 中間評価・事後評価
- 見直し・次期検討

業務項目

- 方針決定
- 費用負担
- 各種業務の政策判断
- 契約判断
- 業務管理(一般業務)

民間委託業務

- 個別委託
- DB-DBO(個別委託)
- 包括委託

PFI事業

- 事業運営支援等
- コンセッション等

事業期間20年

契約期間5年

見直し

次期検討

- ▶現状分析、課題・対応時期の整理
- ▶WSによる職員間の認識共有
- ▶事業運営支援業務(官民役割分担)の検討
- ▶業務棚卸結果に基づく導入後の役割分担整理
- ▶PPP/PFI導入済み団体での事後評価方法の検討
- ▶事後評価と反映の仕組みづくり

# ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業)

## 目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）のウォーターPPP推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

\*R4年度-R13年度の10年間で、下水道分野では100件のウォーターPPPを具体化

\*ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

## 概要

ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

コンセッション方式	レベル3.5			
	他分野連携+ 他地方公共 団体連携	他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円

導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

# ご清聴ありがとうございました。

「水の官民連携」(ウォーターPPP)に関するお問い合わせは・・・

- ・ 地方公共団体向け窓口 [hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp)
- ・ 民間事業者等向け窓口 [hqt-sewarage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-sewarage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp)

(お問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ 上下水道企画課 管理企画指導室